

介護サービス事業所の指定及び指定更新の申請にかかる手数料について

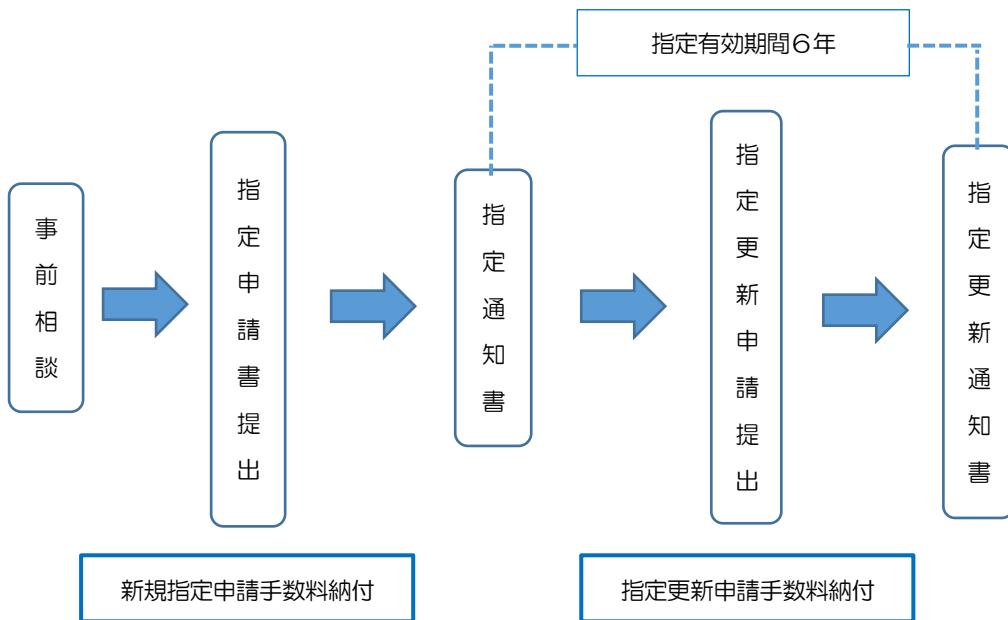
1 趣旨

三木町では、平成30年度以降に指定する地域密着型（介護予防）サービス事業者、総合事業（第1号事業）のサービス提供をする第1号事業者、権限移譲される居宅介護支援事業者等の指定及び指定更新する事務について、受益者負担の観点から、指定等に要する手数料を納めていただくこととなりました。

2 手数料の額

事業の種類	新規指定	指定更新
地域密着型（介護予防）サービス	20,000円	10,000円
居宅介護支援	20,000円	10,000円
総合事業（第1号事業）	10,000円	10,000円

3 指定申請の流れと手数料の納付時期



4 注意事項

- ・指定（許可）更新の申請の受付は、指定有効期間満了日の3か月前からになります。
指定有効期間満了日1か月前までには書類審査が完了するよう時間的余裕をもって、更新手続をとるようお願いします。
- ・申請書類受付後、手数料の納める納付書を郵便で送付します。記載されている納付期限までに納入をお願いします。
- ・この手数料は、申請の審査のための手数料であるため、指定できない場合でも返還はできません。
- ・介護予防サービスの申請手数料は、同種の居宅サービスの指定申請を同時に行う場合は、納付の必要はありません。